

令和4年度

山梨県障害者自立支援協議会報告書

令和5年3月

## 目 次

山梨県障害者自立支援協議会の概要	2
運営会議	6
全体会	6
専門部会等	
ア 相談支援・人材育成部会	7
イ 地域移行部会	9
ウ 権利擁護部会	11
エ 重症心身障害児者部会	21
オ 強度行動障害支援プロジェクトチーム	23
カ その他（成年後見利用促進ワーキングチーム）	24

# 山梨県障害者自立支援協議会の概要

## 【目的】

障害のある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会の構築を目的として、そのために必要な相談支援体制の整備方策等について、幅広く協議する。

## 【活動内容】

協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 県内の地域自立支援協議会ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方を協議すること。
- (3) 県全体の相談支援体制のあり方を協議すること。
- (4) 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及すること。
- (5) その他、協議会において必要と認めたこと。

## 【構成】

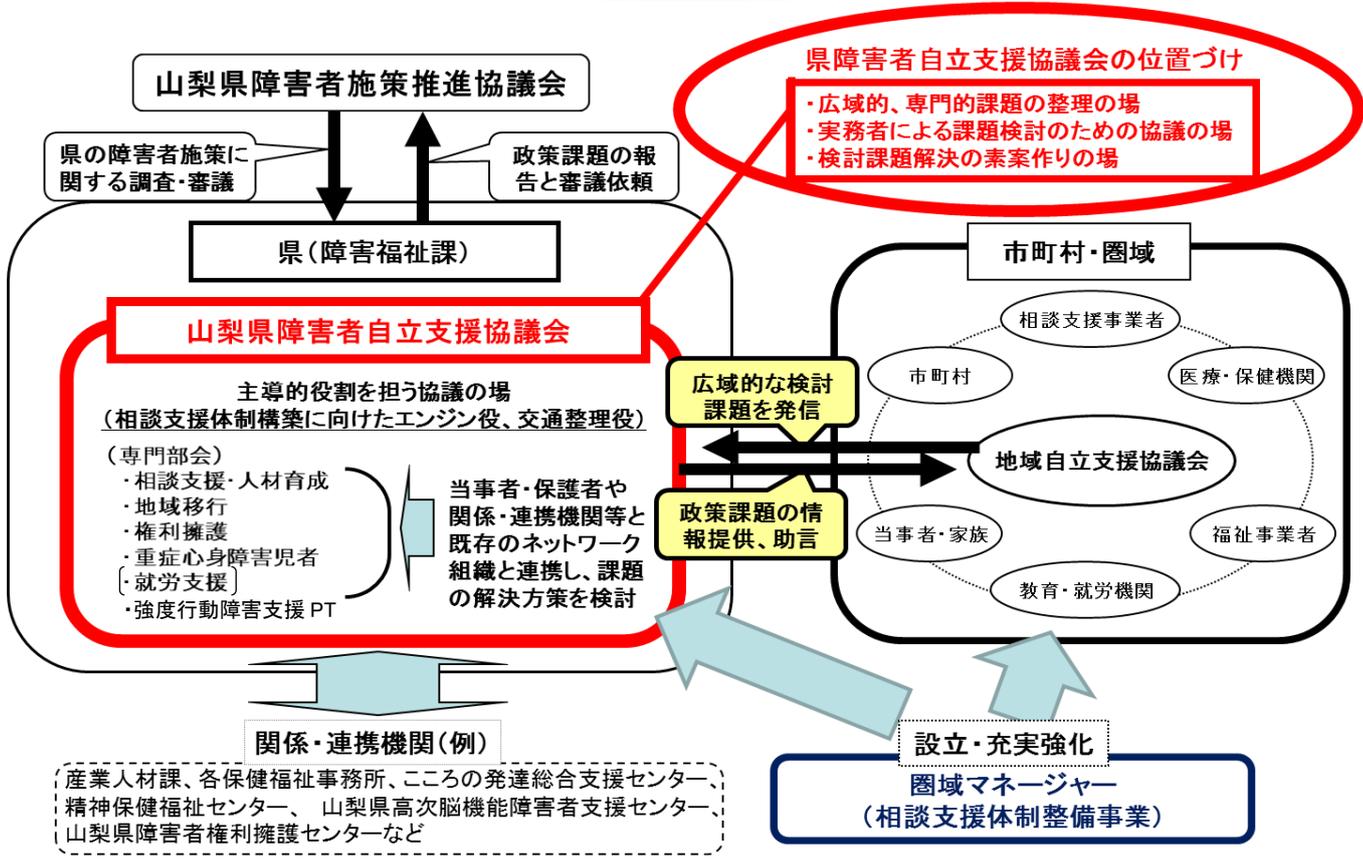
協議会の委員は、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者で構成する。

[令和4年度委員名簿]

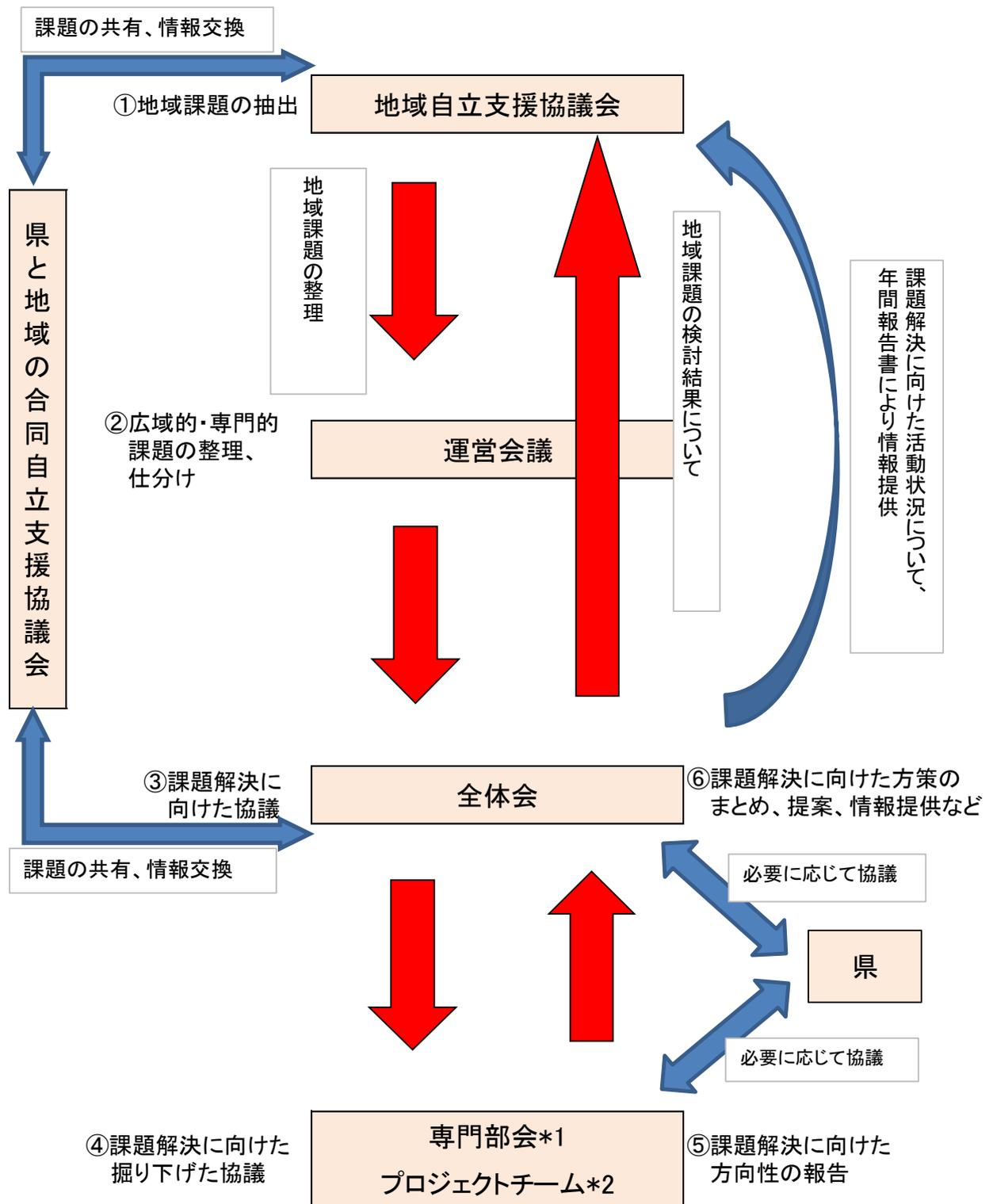
No.	分野・立場	所 属	氏 名
1	障害当事者	障害当事者会みのあか	中村 安孝
2	障害当事者		新沼 洋介
3	障害当事者	昭和大学富士吉田校舎	井上 正彦
4	障害者保護者	(一社)日本筋ジストロフィー協会 山梨県支部	田崎 輝美
5	基幹相談支援センター	富士北麓障害者基幹相談支援セン ターふじのわ	仲澤 宏
6	身体障害者施設協議会代表	(福)愛寿会 第二仁生園	石原 公興
7	知的障害者支援協会代表	(福)三富福祉会	山西 孝
8	精神障がい者地域生活支援ネット ワーク代表	(福)蒼溪会	有野 哲章
9	精神科病院協会代表	(公財)リヴィーズ HANAZONOホスピタル	千野 由貴子
10	地域体制整備コーディネーター	中北保健福祉事務所	石川 一仁
11	地域生活支援団体	(福)ハヶ岳名水会	長田 和也
12	障害者団体	(福)山梨県障害者福祉協会	高橋 充幸
13	学識経験者	健康科学大学健康科学部福祉心 理学科	田村 正人
14	学識経験者	山梨県立大学人間福祉学部 福祉コミュニティ学科	大塚 ゆかり
15	障害者就労支援機関代表	(福)忠恕会	秋山 潤
16	地域療育コーディネーター	あけぼの医療福祉センター	藤巻 真美
17	圏域マネージャー(中北)	(福)三井福祉会	飯室 正明
18	圏域マネージャー(峡東)	(福)三富福祉会	吉村 純
19	圏域マネージャー(峡南)	(福)くにみ会	篠崎 秀仁
20	圏域マネージャー(富士・東部)	(福)聖ヨハネ会	小松 繁

# 【組織図と概要】

## 山梨県障害者自立支援協議会の概要



# 【課題解決に向けたフローチャート】



・関係機関との連携

\*1 専門部会は、中長期的な課題の解決に向け、およそ年単位以上で協議を行う機関

\*2 プロジェクトチームは、特定の課題の解決に向け、短期的に協議を行う機関

## 運営会議

運営会議では、全体会、部会、県と地域の合同自立支援協議会などの運営に関する協議や、地域自立支援協議会との調整等を行うとともに、地域からあげられる広域的、専門的課題の整理・仕分けを行っている。

### 令和4年度開催実績

運営会議	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		5/9			8/8			11/4			2/3	

## 全体会

全体会では、地域からあげられる広域的、専門的課題について、障害当事者やその家族等と一緒に実務者が協議を行い、解決に向けた方策をまとめ、地域へ情報提供や助言を行っている。

令和4年度は、「相談支援・人材育成」、「地域移行」、「権利擁護」、「重症心身障害児者」「強度行動障害支援プロジェクトチーム」の5専門部会等の体制で各課題についての協議を行った。

また、県と地域との合同自立支援協議会を開催し、地域の自立支援協議会から提言された事項についても、協議を重ねてきている。

### 令和4年度開催日程

全体会	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			6/10			9/5 中止			12/2			3/6

部会名	相談支援・人材育成部会
令和4年度の取り組みの成果 （開催数12回）	
<p>○課題</p> <p>①主任相談支援専門員のネットワーク化を図り、人材育成や地域づくりの強化に向けた体制作りや役割の確認、情報交換等を行っていく必要がある。</p> <p>②相談支援事業所へのサポート体制（運営面、実働、計画相談の理解を図る等）についての検討が必要である。</p> <p>③相談支援体制に関わる調査、分析を継続して実施し、変化を経年的に見ながら、都度課題を考察していく必要がある。</p> <p>④基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議を通じて、広域的な課題（相談支援体制、スキルアップ、新型コロナウイルス状況下における相談支援に関わる課題等）を各地域から集約する必要がある。また、解決に向けた対応策の検討も必要である。</p> <p>⑤ヤングケアラーへの支援について、相談支援事業の観点から検討が必要である。</p> <p>⑥研修の実施体制を検討する研修検討チームの主体をより明確にし、各研修の企画や運営を担う研修企画チームとの連動を図る必要がある。</p> <p>⑦サビ管、児発管のネットワーク化を図り、支援の質の向上につなげる必要がある。</p> <p>○今年度の取り組みの成果</p> <p>①主任相談支援専門員ネットワーク会議の開催（6月、2月）への協力を行い、相談支援の現状と課題についての情報交換や主任相談支援専門員のあり方などを議論した。</p> <p>②相談支援事業所へのサポート体制については、甲府市自立支援協議会から相談支援事業所開設の促進や相談支援事業所開設前後のサポート体制のあり方について提言もあり、部会内で、各相談支援機関が役割（業務）ごとにできる事を整理した。また、県と地域の合同協議会で全県を対象に新規事業所へのフォロー体制について、聞き取り及び意見交換を行った。その他、県内の相談支援事業所の一覧表を作成した。</p> <p>③市町村を対象に「計画相談支援・障害児相談支援に関わる調査」を実施し、事業所数や配置人数、支給決定数、セルフプラン数などを調査した。</p> <p>④基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議を6月と1月に開催した。会議では、事前アンケートにより各地域での課題を集約した上で、グループワークを実施し、各基幹・事業所の取り組みや成果等を共有した。また、あわせて、法定研修への協力（インターバル）の依頼を行った。</p>	

- ⑤各研修の講義の中で、ヤングケアラーに関する話題を取り上げて周知を行った。
- ⑥サービス管理責任者等研修、相談支援従事者研修、スキルアップ研修（0～5年を対象）等の進捗確認や講師、ファシリテーターの調整、関係機関への協力依頼を実施。また、各研修企画チーム集めた研修企画チーム会議を5月に開催し、インターバル、研修実施に伴う課題などについて情報共有を行った。また、同会議を3月中に開催し、今年度の研修についての振り返りを行う予定。
- ⑦サビ管、児発管のネットワーク化を検討した。

○今後必要な取り組み

○残された（継続した）課題について

- ①主任相談支援ネットワークの開催について、部会のサポートがなくても自主運営できる組織にしていく。
- ②甲府市の提言について、検討してきた経過報告を行ったが、現段階では各市町村又は圏域ごとにこれから動き出す状況であるため、引き続き、相談支援事業所開設の促進や相談支援事業所開設前後のサポート体制については、引き続き部会で検討していく。また、相談支援事業所一覧については、年度の前半に更新する。
- ③経年的に実施している各地域の相談支援体制に関わる調査の分析を継続して行いながら合同協議会や基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議等で報告していく。
- ④基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議を継続して開催し、県内の相談支援体制について情報共有できる場として定着できるようにしていく。
- ⑤ヤングケアラーへの支援について相談支援事業の観点から更なる検討を行う。
- ⑥各種研修の企画や運営を担う研修企画チームとの連動をより一層強化するため、基幹・委託相談支援事業所や主任相談支援専門員のネットワークとの連携及びサビ管・児発管のネットワークの構築を図り、各地域との連携や人材育成の強化に向けた取り組みを進める。
- ⑦サビ管、児発管のネットワーク化の具体化に向けて継続して検討を行う。

部会名	地域移行部会（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場）
令和4年度の取り組みの成果（開催数：運営会議6回 協議の場5回）	
<p>○課題</p> <p>#1 精神障害にも対応した重層的な地域包括ケアシステムの協議の場の充実</p> <p>#2 地域移行支援を更に推進していくための支援・連携体制の見直し （高齢障害者、8050問題へのアプローチ）</p> <p>#3 入所施設職員・相談支援専門員の意識改革の必要性</p> <p>#4 ピアサポートの充実</p> <p>#5 精神科医療体制の充実</p> <p>○今年度の取り組みの成果</p> <p>#1 ①「精神障害者地域包括ケアシステム関係者研修会」の開催 R4年8月8日AM9時～12時 オンライン開催 参加者122名 今後の地域での体制づくりにおいては専門的な見立てと関わりと共にメンタルヘルス、子育て、障害といった担当課を越えた連携が必須となっていく。実際に連携強化をしている米子市の取り組みだけではなく、県内の行政の実践的な事例を報告してもらい、自分達の地域・圏域を振り返りながら今後何が出来るかを話し合う機会とした。</p> <p>②「にも包括の協議の場」が「わが町が目指す地域づくり」「持続可能な連携の在り方」を考える場となるべく、8月の関係者研修会をきっかけに富士北麓圏域の協議会へ県部会メンバーが赴き、地域アセスメントや協議の場の考え方などをコアメンバーと共に検討中。（9月1日、9月26日、10月25日、12月5日、2月6日）</p> <p>#2 地域で安心して暮らしていくための権利擁護システムへのスムーズなアクセスを可能とするために、地域格差のない体制づくりを目指し別途WTにてアンケートを実施、提言書を取りまとめている。（成年後見利用促進WT）</p> <p>#3 知的障害者支援協会等と協力して研修を企画していたが新型コロナウイルス感染症のクラスター対応等により年度内の実施困難。次年度で調整中。</p>	

#4 当事者の皆さまにはピアサポーター養成研修への講師としての参画や協力をお願いすると共に、保健所が音頭を取り県内で活動しているピアサポーターの交流会を実施し、他の圏域での取り組みや工夫、悩みについて共有する機会を設けた。また今年度より必要時には協議の場に参画頂き、当事者の方の声が反映できる活動を意識している。

#5 成果という形ではないが、精神科医療の充実は県内のメンタルヘルスを考える上で外せない課題であり、それぞれの医療機関が岐路に立っているものと認識。圏域の状況、情報と重ね合わせながら協議を重ねていく。

○残された（継続した）課題について

#1～5まで全て継続した課題として認識している。「にも包括」は長期的な展望を持ちながら、随時地域の状況をアセスメントし、官民が協働して動いていく必要がある。現在列記している課題全てにおいて短中期的目標を達成できているものはない。

○新規の課題について

・保証人問題や円滑な住宅の確保という点において、県の居住支援協議会の活動状況の把握や提言等行動していく必要あり。

部会名	権利擁護部会
令和4年度の取り組みの成果 (開催数 4 回)	
<p>【課題】</p> <p>①障害当事者が、自らの意見を発信でき語り合える場づくりを含め、ネットワーク構築の必要性がある。</p> <p>②障害者の虐待防止、差別解消の促進に向けた取り組みの必要性</p> <p>【今年度の取り組みの成果】</p> <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害当事者を中心とした意見交換の場やイベントなどの検討を行い、IT を活用することで普段は参加が難しい重度の方のオンライン座談会や当事者と支援者双方を対象とした意見交換会を企画し、年度内に開催する予定。また、身近な地域で障害当事者が、自らの意見を発信でき語り合える場づくりの必要性などを参加者や関係者に周知・啓発する。</li> <li>・県障害者ピアサポート研修への協力 令和4年度山梨県障害者ピアサポート研修(基礎研修・専門研修)の企画運営や研修講師・ファシリテーターの協力を行った。また、併せて部会内で研修内容やファシリテーション技術について共有を図った。(基礎研修2月6日、8日 専門研修2月24日、3月1日開催)</li> </ul> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県で毎年開催している山梨県障害者虐待防止・権利擁護研修(基礎研修、実践研修、市町村職員向け研修)には、権利擁護部会として、企画運営への参画や講師等で協力しており、今年度も同様に協力を行い、部会委員(障がい当事者)が講義等を行う。(実践研修1月24日、基礎研修・市町村向け研修3月10日)</li> <li>・その中で、2年ぶりに開催となる市町村職員向け虐待防止研修については、虐待認定に伴う事実確認を行う市町村担当職員(障害者虐待防止センター)は、年々増加傾向にある虐待通報件数と複雑な事案に関わる中での迷いや困難さなどがあるとのことから、市町村職員に向けた「障害者虐待の防止への対応状況及び研修実施に向けた現況調査(以下、現況調査)」を実施した。【別紙参照】</li> <li>・現況調査の結果を基に、市町村職員向け虐待防止研修の講義及び演習内容等の検討を行い、今年度の研修では、弁護士をアドバイザーに迎え、市町村担当者との意見交換会を予定している。</li> <li>・中央市・昭和町地域自立支援協議会 事業所部会が主催する「障害者虐待防止・権利擁護研修」に部会委員が講師として参加し、令和4年度より障害福祉サービス事業所に義務化される「身体拘束適正化委員会」を中心に研修を実施した。(2月15日)</li> <li>・障害者差別解消法の一部改正法の施行にあわせた山梨県障害者幸住条例の改正について、県担当者より説明を受け、部会として条例改正に係る今後の課題や対応案について検討を行っている。</li> </ul>	

## ○今後必要な取り組み

### 【残された（継続した）課題について】

#### ①について

- 身近な地域で障害当事者が、自らの意見を発信でき語り合える場については、引き続き、交流会等のイベントや研修会、支援者との意見交換会などを企画し、「声を届ける場」としての開催を目指し、継続的に取り組んでいく。また、各地域自立支援協議会（以下、地域協議会）の当事者委員を中心とした協議など検討する中で地域協議会とのネットワーク構築を図る。
- 県障害者ピアサポート研修には、引き続き、実施に協力していく中で、様々な障害領域における当事者（ピアサポーター等）との接点を持ち、共に障害者の権利擁護などを考えていけるネットワーク構築を図っていききたい。

#### ②について

- 今年度実施した現況調査の内容を基に、障害者虐待防止に向けた様々な課題について分析し、分析結果等を必要となる関係機関に発信していききたい。
- 次年度以降は、現況調査の内容や調査項目等を更に精査し、引き続き継続して調査を実施する中で、虐待防止研修の充実を図っていききたい。
- 障害者の虐待防止、差別解消の促進に向けた取り組みの必要性については、県協議会の各部会とも共同し、合同協議会・各種ネットワーク会議や各種従事者養成研修などで啓発に努めていききたい。
- 障害者差別解消法の一部改正法の施行にあわせた山梨県障害者幸住条例の改正に向けて意見集約の為の座談会等を検討していく。

#### その他について

- 障害者の権利擁護を様々な立場からの視点で協議していく為、異なる分野や立場の方々を部会の協力委員として参画を要請する。

「障害者虐待の防止への対応状況及び研修実施に向けた現況調査」の報告（開示版）

【目的】

権利擁護部会（以下部会）では、今年度、開催される「山梨県障害者虐待防止研修(市町村担当者向け)」に向け、市町村障害者虐待防止担当者（障害者虐待防止センター）に、障害者虐待に関する対応状況及び実際の事案に関わる中での迷いや困難と感じる部分などを伺った「障害者虐待の防止への対応状況及び研修実施に向けた現況調査」を実施しました。

部会としては、この調査を基に今年度の研修プログラム内容の強化や今後必要となる取り組みにつなげていきたいと考えております。

質①令和3年度 市町村障害者虐待に関する対応状況について（R3/4/1～R4/3/31）

・各市町村における「通報者」及び「被虐待者(疑い)」に関して

通報について	障害者虐待通報件数			件
	通報者	本人		件
		家族		件
		施設従事者		件
		不明		件
		その他		件

※通報者について可能であれば教えてください

被虐待者(疑)	障害種別	身体障害		件
		知的障害		件
		精神障害(発達障害除く)		件
		発達障害		件
		難病等		件
		その他		件

虐待認定	虐待認定件数		類	身	性	心	放	経	
			件						
			養護者	件					
			施設従事者	件					

類⇒類型 身：身体的虐待 性：性的虐待 心：心理的虐待 放：放置・放棄 経：経済的虐待

①令和3年度 市町村障害者虐待に関する対応状況についての主なポイント

- ・現状調査にて回答いただけたのは、26市町村（27市町村中）
- ・通報件数（養護者、施設従事者）については、全体で51件。内訳は、本人6、家族8、施設12、不明0、その他25であった。※ちなみにR2年度は70件
- ・26市町村中通報が0件と回答されたのは、13市町村であった。
- ・被虐待者(疑い)については、全体で57件。内訳は、身体9、知的18、精神25、発達1、難病等0、その他4であった。対象となった障害当事者は、精神>知的>身体の順となる。
- ・虐待認定に関しては、全体で15件。内訳は身体的5、性的2、心理的4、放置放棄2、経済的4であった。また養護者による虐待は10（身2性1心2放1経4 重複あり）施設従事者は7（身3性1心2放1経0 重複あり）であった。

**質② 市町村における障害者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査**

～市町村の概況と対応担当窓口について～

- ・障害者虐待防止センターの設置状況について該当する部分を✓してください（R4/3/31日時点）

直営のみ	該当		非該当	
委託のみ	該当		非該当	
直営と委託の両方	該当		非該当	

- ・基幹相談支援センターにおける障害者虐待防止法に基づく業務の状況について該当する部分を✓してください

	実績あり	実績なし
法第9条第1項に定める通報・届出に対する安全確認や事実確認の業務		
法第11条第1項に定める立入調査への同行		
法第11条第1項に定める立入調査の実施（直営型基幹相談支援センターに限る。）		
障害者虐待防止及び身体拘束適正化のための研修		

**②市町村における障害者虐待防止法に基づく対応状況に関する調査についての主なポイント**

- ・障害者虐待防止センターの設置状況については、市障害福祉課等保健福祉に携わる部署の直営設置が17カ所という状況で、併せて委託事業所と共同で実施している市町村が4カ所あり、また委託のみで実施しているセンターは4市町村であった。
- ・障害者虐待防止法に基づく基幹相談支援センター業務の状況については①法第9条第1項に定める通報・届出に対する安全確認や事実確認の業務が1番多く9件となっている。立入調査への実査や同行を実施しているセンター多くはなかった。ただ、令和4年度より障害者支援施設にて義務となる身体拘束適正化に向けた研修を実施している市町村が5カ所確認されている。
- ・障害者虐待防止センターと基幹相談支援センター連携に関しては、県としても推奨していく必要があるように感じる。

**質③ 障害者虐待防止センターの業務について**

- ・ 事案への対応方針等協議のチームについてご記入ください

※虐待対応ケース会議のメンバー構成（例）

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き令和4年4月 より

コアメンバー	障害者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。事案対応に当たって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
事案対応メンバー	障害者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。事案対応に当たって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
専門家チーム	虐待の事案に応じて、警察、弁護士、社会福祉士、医療機関等

※貴市町村にて設置されているチームについて該当する箇所に✓していただき、設置されている場合は構成メンバーの役職や資格等ご記入ください

チーム	設置	未設置	メンバー
コアメンバー			
事案対応メンバー			
専門家チーム			

その他市町村独自のチーム

チーム	内容や構成員

- ・ 障害者虐待防止センター担当者として下記の質問への回答やご意見をお聞かせください。

- ・ 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応について担当者として迷いや困難と感じる部分がありますか？該当する部分を✓していただき（ ）内にご意見をご記入ください。

迷いや困難と感じる部分が	あります	<input type="checkbox"/>	特にありません	<input type="checkbox"/>
--------------	------	--------------------------	---------	--------------------------

- ・ 障害福祉施設従事者等による障害者虐待が発生した場合の対応について担当者として迷いや困難と感じる部分がありますか？該当する部分を✓していただき（ ）内にご意見をご記入ください。

迷いや困難と感じる部分が	あります	<input type="checkbox"/>	特にありません	<input type="checkbox"/>
--------------	------	--------------------------	---------	--------------------------



必要もあるのではないかと感じる。今までのその家族が生きてきた経過の中で家族として支え合う部分があるので、単純に虐待と捉えて良いのかと迷うことがある。必要によっては、家族の支援チーム等を作りながら行う必要がある。

養・養護者(家族)による経済的虐待が疑われ、事実確認を行ったところ擁護者の金銭管理能力が不十分で借金の問題があり一家が生活困窮状態にあるとわかったケースがあった。その場合、家族に対してどのように支援をしていくべきなのか迷いを感じた。

#### 【本人の拒否】

養・「虐待者には知られたくない」「伝えないでほしい」と言われる場合がほぼあり、判断に困る。

養・本人から頑なに支援の拒否をされた場合や本人が虐待とっておらず、虐待をしている人をフォローしている場合のかかわり方。

養・支援者からの虐待通報のケースで、本人が気力の落ち込みがひどく、拒否的になってしまい多くの時間がかかった。(本人が拒否的なため、対応に迷いが生じた。)

養・養護者への連絡を拒否するケースがあり、事実確認ができないケース

養・本人より家族から虐待を受けていると相談あるも、家族への聞き取りの拒否があった。

#### 【養護者も障害の疑い】

養・養護者にも障害がある、窺えるケースが多く、養護者へのサポートが必要。両者に対して役割を分け、きめ細やかな支援が望まれるが人員体制的にできていない。

養・養護者が暴言を吐くことで心理的虐待が疑われたが、事実確認をしたところ、養護者の認知機能が低下したことが原因とわかった。その場合、心理的虐待と判断して良いのか迷いを感じた。

#### 【責任の所在】

養・介護保険(2号)対象者に発生した虐待について、障害者虐待にて対応するよう依頼されたことがある。その方は介護保険サービスのみの利用だったため、障害者虐待にて対応することが最善なのか判断に悩んだ。

養・妹が夫から虐待されているのではないかという相談が姉からあった。妹夫婦には虐待の調査と分からない様に進めて欲しいとのことだった。ちょうど介護認定の更新時期だったため認定調査の名目で困り事などを聞く機会を得られたが、本人からは特に出でこず十分な事実確認が出来なかった。介護認定の更新はしなかったため、追加調査が出来なかった。何かしらつながりを持つために姉から短下肢装具の修理など福祉サービスの利用ができることを説明してもらったが、必要ないと断られた。その後、保健師からも連絡するなどアプローチを試みたが、本人にその気がなく支援につながらないため、姉に見守りを依頼した。

養・日常生活支援事業を利用していない場合など、金銭無心の状況を客観的に判断しづらく、本人にも認識しづらい。

養・事実確認の際、どのように介入していけば良いかわからない。行政が介入することにより、虐待がエスカレートするのではという不安がある。

養・措置入所をしたケースで、障害年金を本人の元へ渡すように養護者へ話した際に関係性が悪くなってしまい、その後何度も話し合いを提案したが断られてしまった。他の支援者が間に入り、話を進めることができたが、措置解除が長引いてしまった。

#### 【対応困難】

養・対象者が激昂し、聞き取りがスムーズに進まない。

養・障害者本人の希望と養護者の希望が異なる場合

養・養護者に虐待について追及を行うことにより、さらに虐待が発生する可能性があったため必要最低限の事実確認しかできず、虐待認定の判断ができなかった。

養・被虐待者本人から父から虐待を受けているとの相談があった。まずは母から話を聞きたいので連絡先を教えて欲しいと依頼したが、その後、連絡が取れなくなってしまった。中学生の弟の担任経由で本人の安否確認と近況確認を行なった。その後も連絡が取れず、事実確認ができなかった。

養・本人や養護者が分離を拒否しているケース

養・障害により本人の意向が確認できないケース

養・被虐待者と虐待者との距離をとる必要がありながらも、誰かしらの支援がないと生活が難しい。

施・GHの入居者全員（援護の市町村は別）に虐待の疑いがあり、事実確認等連携に時間を有した。その後の進捗についても情報が少なく関係者間の連携の難しさを感じている。

施・施設職員の人数が多く、聞き取り調査に多くの時間がかかってしまった。

施・施設入所している障害者が虐待を受けていると疑われる場合、通報して事実確認することによりかえって本人が施設からの対応が悪化するのではないかと懸念し、別の場所へ居所を移してから虐待相談を受けると事実確認まで時間が空いてしまう。

#### 【フォロー】

養・虐待者へのフォローに関して、どの程度まで対応すればよいか迷うケースがある。

養・養護者の反発もあるため、養護者支援を行う上での関わり方、支援の役割分担や支援機関とのつなぎに困難さを感じる。

#### 【虐待事案がない】

養・当市町村では障害者虐待の事案はありませんが、何をもって虐待と捉えるのか。また、虐待案件になった場合その後の当事者の支援方法や対応方法を考えると迷いや困難を感じる部分はあると思う。

養・対応したケースが少なく、また、職員の異動があるため対応に迷いが生じる。

施・今年度からの担当のため、障害福祉施設従事者により虐待対応実績がありません。

施・事実確認の際、どのように介入していけば良いかわからない。

施・当市町村では虐待の案件はないが、他市町村の情報によると入居施設での虐待案件について調査に時間がかかることや障害当事者の利用先（事業所等）がない等の問題は生じるということを伺った。

施・対応した実績がないため、迷いや困難があると予想される。

施・障害者虐待の事例が無いため、特記事項なし。

施・担当として受け付けたことがないため、現在は対応の困り感等ありません。

施・虐待事案がなく、発生した際の初動等の対応が懸念される。

#### 【その他】

養・精神障害をもつ虐待者に対して、虐待について話すことで病状の悪化が懸念される場合の対応

養・夫婦間でのトラブルでの相談があり虐待対応にあたるかの判断

養・コアメンバー・事案対応メンバー・専門家チームはケースに応じて必要となる職種を呼ぶことになると考えています。

施・GHが遠方により、調査に時間を要したため、早期調査を行うことができなかった。県外の上級官庁との連携。

施・直営の基幹であるため、利用者をお願いする立場でもありながら虐待防止センターとしての虐待対応をするため施設との関係性が難しい。

施・施設外就労に対する虐待対応・障害者特性からの行動を、問題行動（虐待行為）としてとらえてしまうことがある。

#### 質④ 山梨県障害者虐待防止研修(市町村担当者向け)実施についてご意見ご要望をお聞かせください

(1)今年度の市町村担当者向け虐待防止研修につきましては、国で開催された「令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 共通講義 都道府県市町村自治体コース」に基づき、実施を予定しています。研修企画の参考とするため担当者として各講義・演習について記入してください。

- ① 講義 障害者虐待防止総論（法成立までの経過、社会的意義）
- ② 講義 当事者の声
- ③ 講義 障害者虐待防止法の概要
- ④ 講義 養護者による障害者虐待の防止と対応
- ⑤ 講義 事実確認調査における情報収集と面接手法
- ⑥ 講義 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応
- ⑦ 講義 性的虐待の防止と対応
- ⑧ 講義 使用者による障害者虐待の防止と対応
- ⑨ 演習 養護者による障害者虐待の防止と対応

#### **④山梨県障害者虐待防止研修(市町村担当者向け)実施についての主なポイント**

研修開催に向けて事前調査を確認すると、  
「② 講義 当事者の声」、  
「⑧ 講義 使用者による障害者虐待の防止と対応」  
「⑨ 演習 養護者による障害者虐待の防止と対応」  
の内容を希望する声が多く聞かれた。

また実際に担当者から寄せられた声の中には、  
「虐待事例が多くなる中、対応の質の向上に心がける必要性を感じる。」  
「他市の対応事例などの共有化や、また、それをもとに事例検討をすることで、  
アセスメント力を向上させるなどの仕組みがあっても良いのではないか。」  
「常に虐待は、対応する側も不安の中で行っている。」  
「警察や弁護士など、多職種との連携を行う仕組みもほしいと感じる。」  
「虐待通報の件数が少ない中で事例の積み上げが困難なため、具体的な事例を用い、  
虐待の認定有無の判断基準について学ぶ機会を得たい。」  
という意見も聞かれている。



部会名	重症心身障害児者部会
令和4年度の取り組みの成果 (開催数 4回)	
<p>○課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 協議の場ネットワーク会議等で確認した広域な課題について、「山梨県医療的ケア児者支援検討会議」との共有し、対策を検討する必要がある。</li> <li>② 医療的ケア児等コーディネーターが活用し切れていない現状がある。コーディネーターのスキルアップやコーディネーター同士の課題感を共有する場が必要。</li> <li>③ 感染症対策ならび災害時の情報共有に伴う体制の整備が必要。</li> <li>④ 学校や事業所、通院など送迎のサービスが利用できず家族の負担が大きい。</li> <li>⑤ 病院から地域へ戻る際の病院ワーカーと地域支援者との早期連携と支援体制整備。</li> <li>⑥ 医療的ケア児支援センター設置に伴い、必要な機能などあり方についての提言していく必要がある。</li> </ol> <p>○今年度の取り組みの成果</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域の協議体制のネットワーク化を行うため、ネットワーク会議を行った。ネットワーク会議で出た広域的な課題は、山梨県医療的ケア児者支援検討会議に資料として提出し、委員と共有した。</li> <li>② フォローアップ研修のあり方や進め方について課題があり、今年度の開催については見送り、今後他県の研修や医療的ケア児コーディネーターの活用状況も参考にしながら支援センター中心に検討していくこととなる。</li> <li>③④ 県と地域の合同自立支援協議会のグループワークで災害や移動について取り上げ、医療的ケア児者の課題感についても共有を行った。</li> <li>⑤ 甲斐市からの提言（出生後入院中から、退院後すぐに地域につながる仕組み作り）について部会での課題感と一致したため、あわせて検討することとした。</li> </ol> <p>近年、医療的ケア児やその家族への支援体制について、医療的ケア児のフォローを行っている主たる病院のMSWや看護師から、出生後速やかに、居住地の保健師や医療的ケア児等コーディネーターに連絡が入る体制を整え、地域の支援者が早期の段階から支えられる体制整備が求められている。しかしながら県内の現状では、保健師等に連絡が入るタイミングとして、退院直前となるケースが多く、地域の支援者の介入がしづらい状況となっている。そのため、支援センターを中心に主たる病院のMSW等と地域の支援者との連携方法について共有する機会を設定する予定であったが、医療機関側において、早期の段階から連絡調整を行う意識が持っていない現状あることが窺えた為、まずは、</p>	

連絡体制のフロー等の手順を示すことが必要であると判断した。そのため、支援センターで取り組み予定であるガイドブック（支援者向け）の作成後、共有できる機会を設定し、支援体制の構築につなげる見込みである。

なお、市町村の担当窓口に対しては、県担当者が市町村の対応する部署に主旨を説明しながら、担当者の照会をかけ、対応窓口の一覧を作成していく予定。

- ⑥ 令和4年8月22日に、医療的ケア児支援センターが国立甲府病院に開設された。ネットワーク会議でセンターの概要について話しをしてもらい周知を図った。また、前年度部会でまとめたセンターに求める機能については、県支援検討会議で共有している。

#### ○今後必要な取り組み

- 山梨県医療的ケア児者支援検討会議では、来年度医療的ケア児支援センターと連携を取りながら、医療的ケア児者の課題に対する部会を設置し（ネットワーク会議で集約した広域的な課題について対応していただいた）、具体的な検討をしていく予定。また今後地域の協議の場から出される課題等については運営会議を設置し、本会議へ出していくことを検討していただいている。
- 来年度の山梨県医療的ケア児者支援検討会議の体制の確認ができ、直接市町村の協議の場とも連携がとれることも確認ができた中で、重心部会として、一定の効果があり目的を達したと思われる。このことから、部会の活動は今年度で終了とする。
- 重症心身障害児者については、課題感が吸い上げられていない現状がある。山梨県医療的ケア児者支援検討会議の部会の中で医ケアだけでなく重心の方の課題についても取り扱ってもらい検討をしてもらうようお願いをしている。

部会名	強度行動障害支援プロジェクトチーム
令和4年度の取り組みの成果 （開催数4回）	
<p>&lt;課題&gt;</p> <p>① 地域の現場に心理職や医療従事者など専門的な知識に基づきアドバイスを行うアドバイザーを派遣するシステムについて検討を行う。          ➡地域の現場への専門職・アドバイザー派遣機能の充実</p> <p>② 当事者の年齢層、抱えている状態像、必要となる専門性に応じて、一定期間支えるノウハウ・体力を有する広域的な受け皿を設置し、段階的に地域に戻していくようなシステムの構築について検討を行う。          ➡広域的な受け皿の場の確保（適切なアセスメントと支援方法の確立・家族・地域のレスパイト）</p> <p>③ 地域での困難事例を広域で支える枠組みとして、福祉・保健・医療・療育・教育・保育等のトータルチームの設置について検討を行う。          ➡福祉・保健・医療・療育・教育・保育などの協議の場の設置。</p> <p>&lt;取り組みの成果&gt;</p> <p>① 地域の現場への専門職・アドバイザー派遣機能の充実については、県障害福祉課と協働し、外部コンサルテーションの活用など、必要な施策や強度行動障害者支援体制の構築について検討中。</p> <p>② 広域的な受け皿の場の確保については、国の「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の検討状況や他県での支援体制の取り組み内容や実践報告を共有し、今後の地域における支援体制の在り方について協議を行った。          協議の結果、具体的な課題として、日常的な支援体制の整備や地域の受入の拡大方策、緊急時の受け入れや状態が悪化した人に対する「集中的支援」の在り方、こども期からの予防的支援、医療との連携体制の構築の必要性が確認できた。</p> <p>③ 福祉・保健・医療・療育・教育・保育などの協議の場の設置に向けて、医療、保健、教育の専門家と、協議の場の必要性や更なる連携の具体的な方法などについて意見交換を行った。</p>	
今後必要な取り組み	
<p>残された（継続した）課題について</p> <p>① 外部コンサルテーションの活用など、地域の現場への専門職・アドバイザー派遣機能の充実については、プロジェクトチームとして、県障害福祉課、県知的障害支援協会、県強度行動障害支援者養成研修チームの連携や、医療・保健・教育等の専門職の参画をサポートしながら、コーディネート機能を発揮し、トータルチームの形成を図っていく。</p> <p>② 広域的な受け皿の場の確保については、日常的な支援体制の整備や地域の受入の拡大方策、緊急時の受け入れや状態が悪化した人に対する「集中的支援」の在り方、こども期からの予防的支援、医療との連携体制の構築について検討を進めていく。</p> <p>③ 福祉・保健・医療・療育・教育・保育などの協議の場の設置では、協議の場の必要性を関係者や関係機関へ周知するとともに、引き続き、医療・療育・教育・保育等の専門家を招聘し、協議の場の必要性の共有と連携に向けての意見交換を行い、協議の場の設置を進める。</p>	

その他

国で実施している「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」について論点整理と報告書の取りまとめが年度内に行われる予定であり、報告書が公表されたところで、報告書の内容を精査し、国の支援モデルの活用の検討など、山梨県での地域支援体制の構築について、引き続き協議していく。

令和4年度 山梨県障害者自立支援協議会 専門部会報告

部会名	成年後見利用促進ワーキングチーム
令和4年度の取り組みの成果（開催数：R3年度2回 R4年度4回）	
○課題	
・成年後見制度の利用にあたって県内の市町村間でも格差が生じており、必要のある方に支援が届いていない実態がある。	
・障害福祉計画等に「利用促進・普及啓発」と予定されていても、実現化するための具体的な行動を検討する段階にもない市町村もある。また既に動き出している市町村においても、利用するにはハードルが高く、地域で生活する障害者の身近な社会資源となりえていないことも少なくない。	
○今年度の取り組みの成果	
①成年後見制度の実態調査の実施 R4年7月～9月（最終的な回収にはR5年2月）	
②調査データの分析と障害福祉計画の達成度等の検証を行い、制度利用促進を図るための提言をまとめ、県・市町村に向けて発信出来るよう現在取りまとめを行っている。	
➡提言書は次年度第1回の全体会で共有した後県・市町村に向けて発信する予定	
○今後必要な取り組み	
○残された（継続した）課題について	
・ワーキングチームは提言書の発信をもって解散する。	
・市町村の権利擁護の実情については常に関心と評価する機能を自立支援協議会の中に備えてほしいと考えており、出来れば権利擁護部会等においてモニタリングをお願いしたい。	